

福島県廃棄物処理計画（案）に対する委員事前意見と対応（案）

資料3-4

No.	資料名	該当箇所		意見の理由	意見への対応	委員	担当課
		頁	行				
1	資料3-3	23	13	当該年度における全国平均値の予測値860 gを目標参考値としています。→860 g注3を目標値とします。（理由：表現が分かりにくいのでご検討ください。）	御意見を踏まえ、P23、12行目からの本文を「本県では県総合計画の目標年度である令和12年度において、全国平均値以下にすることを目標とします。なお、現時点でその予測値は860 gであることから、これを令和12年度の排出量の参考値（目標参考値）とします。」と記載します。	渡邊委員	一般廃棄物課
2	資料3-3	25	2,5	整備目標（汚水処理人口普及率）→整備目標（汚水処理普及率の人口比、または人口比で見た汚水処理普及率）（理由：人口普及率になっているので表現をご検討ください。） p 25-5行：表3-15の表題も同上、ご検討ください。	指標の「汚水処理人口普及率」について、表の下部に説明を記載します。 この指標については、国（国土交通省、農林水産省、環境省）や全国の自治体で同じ表現で使用されているため、このままの記載とします。	渡邊委員	一般廃棄物課

No.	資料名	該当箇所		意見の理由	意見への対応	委員	担当課
		頁	行				
3	資料3-3	56	37	<p>県外物の今後の取扱方針において、以下の国からの通知に対する、県の考え方をお聞かせいただきたい。</p> <p>令和2年4月1日に発出された国の通知（環循規発 第2004016号）には、県外からの産業廃棄物の搬入規制は、法の趣旨・目的に反し、法に定められた規制を超える要綱等による運用については、廃止を含め必要な見直しを行うべきである。本来、不法投棄等の不適正処理の防止、適正処理の確保を目的とするならば、産業廃棄物の排出元が域内か域外かは問題ではない。域外からの産業廃棄物の搬入規制を行わなくても、都道府県が法に基づく権限を活用して処理業者等に対し適切に指導・監督を行い、悪質な処理業者等の排除を行えば、不法投棄等の不適正処理の防止を図ることができる。しかしながら、仮にこのような搬入規制を維持しなければならない特段の事情がある場合には、優良産廃処理業者に対する適用除外等の措置を講ずることにより、優良産廃処理業者の事業環境の整備と適正な処理の促進を図るべきである。とあります。</p>	<p>国（環境省）からの通知（地方自治法に基づく技術的助言）につきましては、それぞれの地域の事情による対応まで全て否定しているものではないと認識しております。</p> <p>なお、計画の改定に当たり、産業廃棄物行政について県と同等の権限を有する、福島市、郡山市及びいわき市に対して、県外物の搬入割合20%以下とすることについて意見を求めたところ、いずれからも異存はないとの回答を得ています。</p>	高橋委員	産業廃棄物課

No.	資料名	該当箇所		意見の理由	意見への対応	委員	担当課
		頁	行				
4	資料3-3	57	8	進行管理は年度ごとに実施できるようにご検討ください。	御意見について、本計画（案）に記載のとおり、毎年度、PDCAサイクルにより達成状況などの評価を行い、その結果を基に、事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討などを継続的に行ってまいります。	渡邊委員	一般廃棄物課 産業廃棄物課
5	資料3-3	57	20	図7：一般的なPDCAサイクルの図を入れる必要はないように思います。この廃棄物処理計画の進行管理としてPDCAサイクルをどのようにするのかを明記願います。例えば図7の中に担当部署名などを具体的に記入するなどご検討ください。	御意見を踏まえ、図7を別紙のとおり修正します。	渡邊委員	一般廃棄物課 産業廃棄物課

No.	資料名	該当箇所	意見の理由	意見への対応	委員	担当課
6	資料3参考1	7 ページ、 No.18、19の 「意見への対応」	「平成14年3月当時、最終処分場への県外からの搬入比率が増加傾向になっていたことから、平成12年度の比率である20%以下を目標とした」とありますが、当時、県内物の受入れが困難になり処理ができなかったという事実があったのでしょうか。	平成14年3月当時、県内物の受入れが困難になったことから、目標値を設定したのではなく、記載のとおり、当時、県外物の搬入割合が増加傾向にあった（平成8年度の約6%から年々増加し平成12年度には約20%）ことを踏まえ、設定したものです。	高橋委員	産業廃棄物課
7	資料3参考1	7 ページ、 No.18、19の 「意見への対応」	「県内で発生する産業廃棄物を優先処理することを前提として」とあるが、処理をするのは処理業者なので、表現がおかしいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、意見への対応の内容について、「県内で発生する産業廃棄物を優先処理することを前提として」を「県内で発生する産業廃棄物が優先処理されるよう」に修正します。	高橋委員	産業廃棄物課
8	資料3参考1	7 ページ、 No.18、19の 「意見への対応」	「最終処分業者への県外物の搬入割合については、…県内物の発生状況や最終処分業者への搬入状況も踏まえながら指導することとします」とあるが、広域処理が前提の産業廃棄物について、県が関与することは如何なものなのでしょうか。	県内での産業廃棄物の適正処理を推進するための施策の一つとして、廃棄物処理法第5条の5の規定（都道府県は、（国の）基本方針に則して、当該都道府県の区域内における <u>廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画</u> を定めなければならない。）に基づき、計画に盛り込んでいるものです。	高橋委員	産業廃棄物課
9	資料3参考1	7 ページ、 No.18、19の 「意見への対応」	「今後とも県内で発生する産業廃棄物の優先処理体制が確保されるよう、…支援を強化するなど」とあるが、記載の施策でどのように県内で発生する産業廃棄物の優先処理体制を確保するのか、ご教示ください。	御指摘の記載については、県内で発生する産業廃棄物の適正処理・優先処理が確保できるよう、計画（案）49ページに記載の「(3)産業廃棄物処理業の振興」や「(4)産業廃棄物処理施設の適切な整備」に係る施策等により、県内の産業廃棄物処理業者を支援していくという趣旨です。	高橋委員	産業廃棄物課
10	資料3参考1	7 ページ、 No.18、19の 「意見への対応」	20%以下目標は、県内産業廃棄物の優先受入れ処理体制確保という考えであれば、個々の最終処分業者への目標ではないと解しますが、いかがでしょうか。	御指摘のとおり、最終処分場への県外物20%以下は、県全体としての目標です。	高橋委員	産業廃棄物課

